

# 東京都耐震マーク 表示制度等

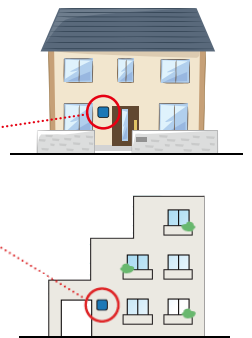
## 東京都耐震マーク表示制度

建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるよう、耐震マークを交付しています。交付を受けた方はマークを建築物の入口など、見やすい場所に表示してください。詳しくは、ホームページ「東京都耐震ポータルサイト」を御覧ください。

■対象建築物：耐震基準に適合することが確認された都内全ての建築物

■交付申請費用：無料

【東京都耐震マーク】



※旧耐震建築物で耐震改修したものは、「耐震改修済」、耐震診断等により耐震基準への適合を確認したものは「耐震診断済」、新耐震基準に適合していることが確認された建築物は「新耐震適合」の表記になります。

※マークのサイズは15cm×15cm（戸建住宅は6cm×6cm）

※本制度の一層の普及拡大を図るため、希望者からの申請に応じた交付に加え、都が耐震基準への適合を確認した建築物に対しても、耐震マークの交付を行っています。

【お問合せ先】

東京都耐震マーク事務局  
03(5466) 2023

## 工事現場への耐震マークの掲示

耐震改修を実施している緊急輸送道路沿道の工事現場に、「耐震化工事中」であることを表示します。この取組を通じて、耐震化の進捗状況を目に見える形で示し、都民の耐震化への機運を一層高めていきます。詳しくは、ホームページ「東京都耐震ポータルサイト」を御覧ください。

■対象とする工事現場：緊急輸送道路沿道建築物に対し、耐震化工事（耐震改修工事、建替え工事、除却工事）を行っている工事現場

■交付申請費用：無料

【東京都耐震化工事中掲示物】



足場シートに装着する掲示物



仮囲いに貼付する掲示物



【お問合せ先】

東京都耐震マーク事務局  
03(5466) 2023

# 税制上の優遇措置（平成29年4月1日現在）

## 固定資産税・都市計画税

### ○ 耐震改修工事を行った住宅の固定資産税の減額

（地方税法附則第15条の9第1項から第3項まで、同法附則第15条の9の2第1項から第3項まで）

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、平成30年3月31日までの間に一定の耐震改修工事が完了した場合、当該住宅に係る翌年度分<sup>※1</sup>の固定資産税額の $1/2$ <sup>※2</sup>が減額（居住部分で1戸当たり120㎡の床面積相当分までを限度）されます。改修工事が完了した日から、3か月以内に申告が必要です。

※1 当該住宅が当該耐震改修の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、翌年度から2年度分

※2 改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、翌年分に限り2/3

### ○ 要安全確認計画記載建築物等の耐震改修に伴う固定資産税の減額

（地方税法附則第15条の10第1項から第3項まで）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物について、国の補助を受けて、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分、当該家屋に係る固定資産税額（補助対象改修工事に係る工事費の5%に相当する金額を上限とする。）の $1/2$ を減額します。改修工事が完了した日から、3か月以内に申告が必要です。

### ○ 建替え又は耐震改修工事を行った住宅に係る固定資産税・都市計画税の減免（23区内）

（東京都都税条例第134条第1項第4号、同条例第188条の30）

#### （建替え）

昭和57年1月1日以前から所在する家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までの間に住宅を新築し、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分、当該住宅に係る固定資産税・都市計画税額の全額が減免されます。新築した年の翌々年の2月末までに申請が必要です。

#### （耐震改修）

昭和57年1月1日以前から所在する家屋について、平成30年12月31日までの間に一定の耐震改修工事が完了した場合、当該住宅に係る翌年度分<sup>※</sup>の固定資産税・都市計画税額の全額が減免（居住部分で1戸当たり120㎡の床面積相当分までを限度）されます。改修工事が完了した日から、3か月以内に申請が必要です。

※当該住宅が当該耐震改修の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、翌年度から2年度分

※市町村でも減免の制度がある場合があります。

#### ★お問合せ先

住宅の所在する各市町村の税務担当課又は住宅の所在する区にある都税事務所固定資産税課固定資産税班

## 所得税

（租税特別措置法第41条の19の2）

昭和56年5月31日以前に建築された住宅の所有者が、平成33年12月31日までに一定の耐震改修を行った場合、耐震改修の時期により、標準的な工事費用相当額の10%相当額（最高25万円）などが所得税から控除される場合があります。

#### ★お問合せ先…所轄の税務署

# (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター

## 03-5778-2790

- 相談日** 月曜日～金曜日、第1土曜日及び第3日曜日  
(祝日、年末年始は休業)
- 相談時間** 午前9:00～午後5:00、水曜日は午後7:00
- 相談料** 無料 (受付は、午後6:00まで)
- 所在地** 渋谷区渋谷2-17-5シオノギ渋谷ビル8階
- アクセス** 渋谷駅から徒歩約5分



相談に際しては混雑することもありますので、できるだけ電話予約の上、お越しくさるようお願いいたします。

### 多摩地域の相談窓口

多摩地域の立川と小平に、相談窓口を設置しています。混雑することもありますので、(03-5778-2790)に事前にお問い合わせください。

#### 東京都立川合同庁舎会議室

毎月第2木曜日 (休日の場合は翌営業日)  
午前 10 時から午後 4 時まで

所在地 東京都立川市錦町4-6-3  
JR立川駅から 徒歩約15分  
JR西国立川駅から 徒歩約7分  
多摩モノレール立川南駅から 徒歩約13分

#### 東京都小平合同庁舎会議室

毎月第4木曜日 (休日の場合は翌営業日)  
午前 10 時から午後 4 時まで

所在地 東京都小平市花小金井 1-6-20  
西武新宿線花小金井駅から 徒歩約 7分

### 東京都耐震ポータルサイト

インターネットを通じて、耐震診断や耐震改修に関する情報などを提供しています。

耐震キャンペーンや展示会などのイベント情報や、都民が安心して耐震診断や設計を依頼できるよう一定の要件を満たす事務所の情報等を公開しています。

<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>

東京都耐震ポータルサイト



このパンフレットに関するお問合せ先

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎 3階南側  
電話 03-5388-3362

登録番号 (29)80



リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成30年1月発行